

固定資産の縦覧・閲覧

4月1日から開始

令和3年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を次の通り行います。

希望する人は運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認ができる物を持ってきてください。法人の場合は、原則として代表者印が必要となります。

また、日曜開庁では行っていないので注意してください。

場所||資産税課(市役所2階)、下総・大栄支所

土地・家屋価格等縦覧帳簿

期間||4月1日(木)~30日(金)

内容||土地・家屋価格等縦覧帳簿

で周辺の土地や家屋の価格を比較し、自分の土地・家屋の評価が適正か確認する

対象||納税者本人、納税者の委任状を持ってきた人、納税管理人、相続を証明する戸籍謄本などを持ってきた相続人

手数料||無料

固定資産課税台帳

期間||4月1日(木)から

内容||固定資産課税台帳で自分の土地・家屋の価格を確認する(借地人・借家人なども借用部分を確認可)

対象||所有者本人、所有者の委任状を持ってきた人、納税管理人、相続を証明する戸籍謄本などを持ってきた相続人、借地・借家人(賃貸借契約書が必要)

手数料||無料(5月6日(木)からは1名義につき300円)

固定資産の評価替えを行います

土地・家屋などの固定資産の評価額は3年ごとに見直すこととされています

令和3年度はこの評価替え年度に当たります。前回評価替えを行った平成30年度以降の土地・家屋の利用状況や、地価・物価の変動などから、適正な評価額に見直しを行います。

なお、令和3年度に限り、地価

の上昇などにより税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く特別措置を行う予定です。※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

農業用施設

危険な場所に注意

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や春休み期間は子どもの外出機会が増え、事故が発生する可能性が高くなります。

水路や水門、機場などの近くでは子どもを遊ばせないでください。※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

空き家バンク

物件を有効活用しませんか

市では、空き家(戸建て)の所有者と利用希望者をつなぐ空き家バンクを開設しています。

空き家バンクは、物件情報を市に登録することで空き家バンク

ホームページ(http://www.akiya-navi.com/unari_akiya_bank)

などに公開され、利用希望者を募ることができる制度です。契約手続きは、千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

夕焼け小焼けの放送

4月から午後6時に

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。日没時間などに合わせ、夕方の放送「夕焼け小焼け」の時刻を、4月1日(木)から午後6時に変更します。※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

自転車通行帯整備

安心・安全に利用するために

市では、より安心・安全に道路を利用してもらうため、西口大通



道路標識と路面標示に従って

りをはじめとしたニュータウン地区の主な道路に自転車通行帯の整備を行っています。対象の道路路上には、青色の路面標示で自転車通行帯の区域を示しています。また、道路標識や路面標示で自転車が行くことができることが示されている場合でも、歩道は歩行者が優先となります。事故防止のため、自転車は徐行してください。交通ルールやマナーを守って自転車を安全に利用しましょう。※くわしくは土木課(☎20・1550)または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page014_0_00023.html)へ。

男女共同参画計画

意見を募集します

市では、男女共同参画社会の実現を目指し、施策を総合的・計画的に進めるため、男女共同参画計画の策定を進めています。この計画について素案を公表し、意見を募集します。

閲覧場所⇨市民協働課(市役所2階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあことうづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page00100.html>)

意見の提出方法⇨4月15日(木)必着)までに閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて、直



市長日誌

2月16日火～28日日

16日	千葉県市町村総合事務組合議会定例会
17日	議会運営委員会 定例記者会見
19日	3月定例市議会開会(～3月18日)
25日	市議会一般質問(～3月2日)
28日	大栄地区小中学校合同閉校記念式典



式辞を述べる(28日)

接・郵送・FAX・Eメール・ちば電子申請サービスのいずれかで市民協働課(T286・8585 花崎町760 FAX24・1086 Eメールkyodo@city.narita.chiba.jp)へ

結果の公表⇨市の考えと併せてホームページなどで掲載
※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

印旛沼の水質保全

環境にやさしい農業を

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所では、印旛沼の水質保全につながる循環かんがい施設を整備することにも、環境にやさしい農業を推進しています。

水田へ投入する化学肥料や化学合成農薬の量を減らしたり、浅水

代かきなどにより濁水の流出を抑えたりすることで、環境負荷が軽減されます。

印旛沼の水質を守るため、環境に配慮した農業に取り組みましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

財政援助団体等監査

令和2年度の結果を公表

令和2年度に実施した財政援助団体等監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 佐々木 宏之
同 岩 下 豊 久
同 油 田 清

期日⇨令和3年1月19日
対象⇨いずみ聖地公園管理組合、環境衛生課

方法⇨監査の対象とした指定管理者による出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、業務が公の施設の設置目的を効果的に達成しているか、実施計画に基づいて事業が適切に行われているかに主眼をおいて、提出された関係書類などを調査するとともに、関係職員か

ら説明を受けた

結果⇨監査の対象とした団体の指定管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。いずみ聖地公園が「美しい自然に囲まれたやすらぎの聖地」として、利用者にとってより良い施設となるために、指定管理者にあつては、今後さらさら質の高いサービスを提供されるよう要望する。また、所管課にあつては、指定管理者と一層綿密な連携を図り、設置目的の達成に向け、適切な指導監督に努められたい

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

不要な自動車

処分は適切に

道路などに放置された自動車は通行の妨げになり、地域の景観を損ねます。また、放置された自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化にもつながります。

市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者へ早急な移動を指導しています。

不要な自動車は、販売店や引き取り業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

排水設備の設置

市指定工事店で

下水道にトイレや風呂、台所などの汚水を流すためには、各家庭で排水設備の設置が必要です。排水設備工事は衛生上重要な工事であり、定められた基準に従って施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼してください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。



極左暴力集団のアジト

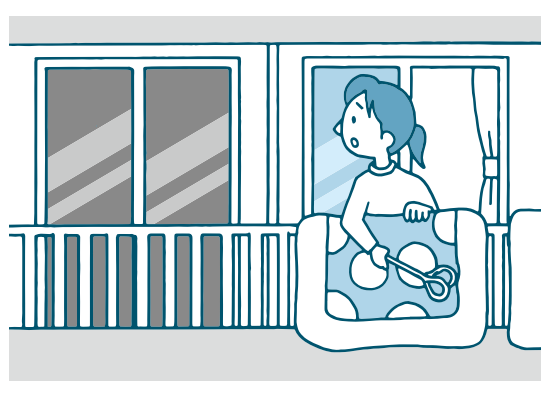
発見にご協力を

県警では、テロ・ゲリラ事件を引き起こす極左暴力集団のアジト摘発に向けた取り組みを行っています。

極左暴力集団は、善良な市民を装いマンションやアパートに潜んでいます。発見には皆さんの協力が不可欠です。

身の回りで「何か変だな」と少しでも思うことがあったら、迷わず110番または成田警察署(☎27・0110)へ連絡してください。

極左暴力集団には次のような特徴



徴があります。

- 入居早々、ドアや窓の鍵の取り替え、補強をしている
- 単身または夫婦だけのはずなのに、ひそかに複数の人が出入りしている
- 昼間でもカーテンをして部屋の中が見えないようにしている
- 早朝、深夜など人目がない時に外出している
- 部屋へ出入りする際、異常に周囲を気にしている
- 近隣の住民と接しないようにしている

※くわしくは成田警察署へ。

パソコンの処分

リサイクルマークを目印に

家庭で不要になったパソコンは市では収集できないため、製造したメーカーに回収を申し込んでください。廃棄するパソコンにPCリサイクルマークが貼り付けられている場合は、無料で回収できます。



リサイクルマークが貼り付けられていない場合や対象機器のメーカーがすでにない場合

合は、一般社団法人パソコン3R推進協会(<https://www.pc3r.jp>)に申し込んでください。回収は有料です。

また、一部の家電量販店でも回収を行っています。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

災害発生時の心得

落ち着いた行動を

職場や学校など、外出先にいるときに大規模な災害が発生すると公共交通機関を使って自宅に帰ることが難しくなります。

災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や建物からの落下物などにより負傷する恐れがあります。

また、路上や駅周辺で大規模な交通渋滞が発生するなど、優先されるべき救助・救急活動の妨げになります。むやみに移動せず、落ち着いて次のような行動を心掛けます。

- 自分の身の安全を確保する
- 職場や集客施設などの安全な場所を待機する
- 災害用伝言サービスを使って家

族の安全や自宅の無事を確かめる

○交通情報や被害情報などを入手する

日頃から準備しておきましょう

災害の発生を想定して、日頃から次のような備えをしておきましょう。

- 携帯ラジオや地図を持ち歩く
- 職場などに歩きやすいスニーカー、懐中電灯、モバイルバッテリー、手袋、飲料水、食料などを用意しておく
- 事前に家族などと安否確認の方法や集合場所を話し合っておく
- 徒歩で帰宅する場合の経路を確認しておく

もしもに備え登録を

市では、防災情報などをメールでお知らせする「なりたメール配信サービス」を行っています。

配信される情報(選択可) Ⅱ 防災情報、大気に関する情報、消防情報、防犯・安全情報、防災行政無線情報

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。登録方法については、祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時30分に受託会社バイザー(☎0570・055・783)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
 - 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
 - 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
 - なりたメール配信サービス(事前登録が必要)
右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス